

# 都市計画道路事業の施行についてのお知らせ

都市計画道路事業を下記の通り施行しますので、この地域内の土地建物等の有償譲渡について、次のような制限がありますのでお知らせします。

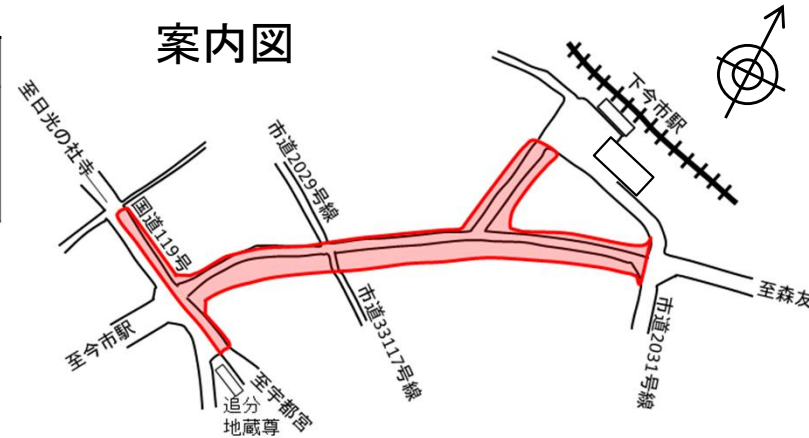
## 1. 都市計画道路事業

施行者	種類及び名称	事業施行地域
栃木県	日光都市計画道路 3・4・20号平町東町線、 3・4・25号下今市駅前線及び 3・5・7号今市宇都宮線	栃木県 日光市今市並びに 今市字小倉町、字東裏、字中 道、字東原及び字小林道下地 内

## 2. 土地建物等の有償譲渡について

- (1) 平成25年9月10日から事業地内の土地建物等を有償で譲り渡そうとする者は次の事項を施行者に届けなければなりません。
  - (イ) 当該土地建物等
  - (ロ) その予定対価の額(予定対価が金銭以外のものであるときは、時価を基準として金銭に見積もった額)
  - (ハ) 当該土地建物等を譲り渡そうとする相手方
  - (ニ) その他事項  
(届出書の提出先は、栃木県日光土木事務所)
- (2) (1)の提出物を提出した後30日以内に、施行者から届け出に係る土地建物等を買取る旨の通知があったときは、その土地建物等について、届出書に記載された予定対価の額で施行者と売買契約が成立したものとみなされます。
- (3) この届け出をした者は、届け出があった後30日以内は当該土地建物等を譲り渡すできません。
- (4) この制限に違反した場合は、都市計画法第95条の規定により罰せられます。

## 案内図



この事業用地についてのお問い合わせは、下記へ願います。  
栃木県日光土木事務所  
〒321-1414 日光市萩垣面2390-7  
電話 0288-53-1011 (用地課)  
0288-53-1215 (整備第二課)

平成25年9月10日 栃木県知事